

新型インフルエンザ等対策特別措置法に 基づく市町村対策本部条例の制定について

①新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景

現在、東南アジアなどを中心に、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のトリからヒトへの感染が散発しており、今後、ウイルスが変異してヒトからヒトへ感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

平成21年に発生した新型インフルエンザ（H1N1）の経験を踏まえ、新たな感染症発生時における対策の実効性を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（24.5.11 公布）が制定された。（施行日は公布の日から1年以内 →H25 春の見込み）

②地方公共団体の体制整備

- ・ 都道府県及び市町村は、特措法の規定に基づき、条例で対策本部に関し必要な事項を定めること。
- ・ 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成すること。
- ・ 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成すること。

③新型インフルエンザ発生時の流れ

■「新型インフルエンザの発生」の公表（海外発生／病原性が不明）



【国】 府県対策本部の設置

- ・ 基本的対処方針の作成
- ・ 特定職種に対する先行的予防接種の実施
- ・ 水際対策の実施 など

【都道府県】 都道府県対策本部の設置

- ・ 特定接種の実施への協力
- ・ 医師等への医療従事者の要請・指示 など

■緊急事態宣言（国内に侵入／病原性が強い恐れがある）

【国】 まん延防止、国民生活・国民経済の安定に関する措置

- ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- ・ ワクチン等の緊急物資の運送要請・指示 など

【都道府県】 まん延防止、医療提供体制の確保等

- ・ 学校等の施設や興行場、催し物の制限等の要請・指示
- ・ 予防接種の実施への協力
- ・ 病院や診療・薬品等の提供体制の確保
- ・ 緊急時の埋葬火葬 など

【市町村】 対策本部の設置

- ・ 市町村内の対策に関する総合調整
- ・ 住民に対する予防接種の実施

④新型インフルエンザ等対策特別措置法抜粋（市町村対策本部に関する条文の要旨）

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

【第34条】

緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない。市町村対策本部は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

【第35条】

- ① 市町村対策本部長は市町村長をもって充て、本部員は次に掲げる者をもって充てる。
 - ・ 副市町村長
 - ・ 市町村教育委員会の教育長
 - ・ 消防長又はその指名する消防吏員
 - ・ 市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- ② 市町村対策本部に副本部長を置き、本部員のうちから市町村長が指名する。
- ③ 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を対策本部の会議に出席させることができる。

（市町村対策本部長の権限）

【第36条】

市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整のほか、都道府県対策本部長や当該市町村内の教育委員会に対し、必要な措置を要請することができる。

⑤今後のスケジュール

時 期	国	都道府県	市町村
24. 5. 11	特措法公布		
↓ 1年以内 ↓		都道府県対策本部 条例の制定	市町村対策本部 条例の制定
		↓	↓
~25. 5. 10	特措法施行 政府行動計画の策定	都道府県行動計画 の策定	市町村行動計画 の策定